

を目指すべき土地利用： 研究開発機能と高度製造技術開発機能の集積

景観形成の考え方

- 「ものづくりの軸」の景観コンセプトを踏まえた、研究開発の先進的でクリエイティブな雰囲気を想起させる次世代型都市景観の創出
- 幾何学性と規則性を有し人工的であると同時に人々の利用やヒューマンスケールにも配慮した街並みの形成
- モノトーンを基調とした端正で洗練された空間の形成
- 2つの交流の核を結ぶ歩行者軸である「ものづくりの軸」を中心に広がる、モノトーン景観への差し色としての緑豊かなオープンスペースの充実

景観形成基準

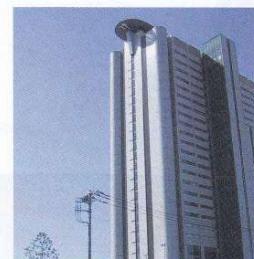
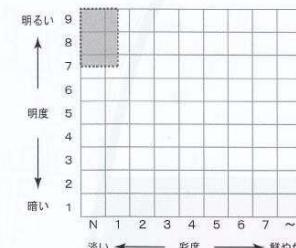
（1）建築物の外観に関する基準

- ・ハイテク産業の先進性や優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とする。
- ・低層部と中高層部を明確に意識したデザインとともに、頂部は、遠景を意識したランドマークとしてふさわしいデザインとする。



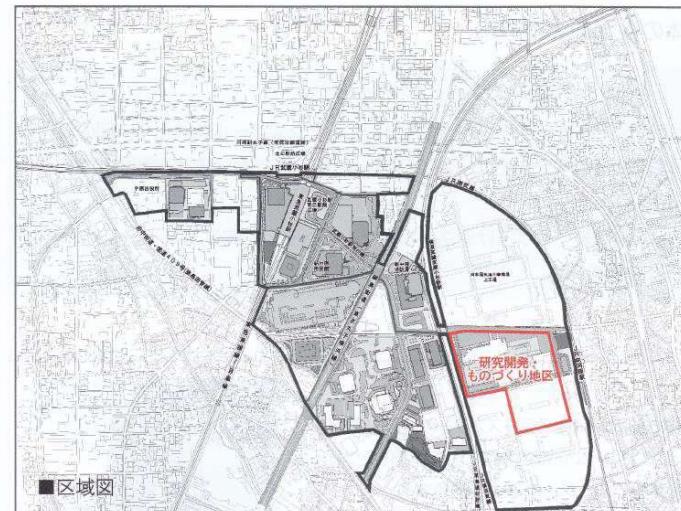
■色彩の基準

- ・建築物の色彩は、マンセル値で、明度 7.5 以上、彩度 0.5 以下とし、清潔感と品格を感じさせるものとともに、周辺に威圧感を与えないよう配色する。



（2）敷地内の広場等に関する基準

- ・鉄道の車窓からの眺めを意識し、地形的な変化や空間的な連続性を与える等の工夫により、広がりと奥行きの感じられる景観を演出する。
- ・広場等は、道路歩道部の設えとの調和に配慮するとともに、境界には柵を設けない等、開放感ある憩いの空間の演出に努める。
- ・多彩な樹種を選択し、四季の移ろいを感じる緑豊かな景観を創出する。
- ※ものづくりの軸沿いについては、同一の樹種を幾何学的に配置することを推奨する。
- ・水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努める。



（3）屋外照明に関する基準

- ・照明は、広場等に暗がりをなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努める。
- ・光源は、眩しさを考慮して、なるべく直接見えないよう努める。



（4）屋外広告物に関する基準

- ・自家広告物に限るものとする。
- ・大きさ及び数量は節度あるものとし、建築物及び外構と調和したデザインとする。



「中丸子地区」の景観形成基準（行為の制限）

を目指すべき土地利用： 住宅主体の複合的土地利用

景観形成の考え方

- 超高層住宅による土地の高度利用とその足元周りの自然を感じさせるヒューマンスケールなゆとり空間の両立
- 「くらしの軸」の連続性に配慮した暖かみと安らぎが感じられる武藏小杉駅周辺における都市型居住環境の中核的空间の創出
- 周辺街区との回遊性を向上させる、水と緑が彩る通り抜け通路やオープンスペースの確保
- 通りとの一体感が感じられる歩道状空地等の確保

景観形成基準

（1）建築物の外観に関する基準

- ・低層部は緑との一体感を意識し、自然素材又は暖かみのあるアースカラーの素材を用いる。
- ・壁面は、单调なイメージにならないようにフレームや外装材の形状等で変化をつける。
- ・中高層部は、遠景を意識し、明るく軽快なイメージとなるよう配色する。

■色彩の基準

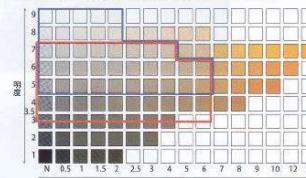
- ・建築物の色彩は、マンセル値で、次の表に示すとおりとする。

	色相	明度	彩度
低層部 (地上10メートル 以下の部分)	0 YR ~ 9.9 YR	6を超える7以下	4以下
	0 Y ~ 5 Y	3.5以上6以下	6以下
中高層部 (地上10メートルを 越える部分)	0 YR ~ 9.9 YR	7を超える9以下	2以下
	6を超える7以下	4以下	6以下
	5以上6以下	6以下	2以下
	0 Y ~ 5 Y	7を超える9以下	4以下
	5以上7以下	2以下	

※ただし、建築物等の各面の見付面積の5分の1未満の範囲で、外観のアクセントとして用いられる色彩、または表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来がもつ色彩については、定めたマンセル値によらず判断するものとする。

※「建物の外観に関する基準」を踏まえ、上記マンセル値の中から、暖かみのある色彩を基調とすることを推奨する。

YR(黄赤)系の色相の例

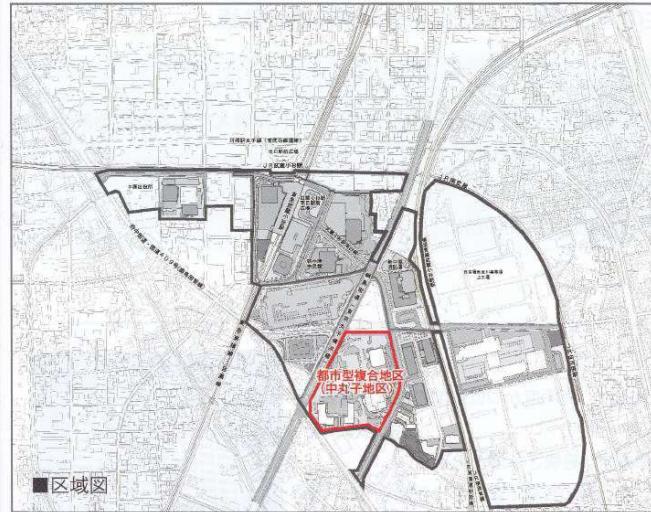


Y(黄)系の色相の例



（2）敷地内の広場等に関する基準

- ・隣接する敷地との隔たりを設けず、連続性のある設えとし、緑豊かで奥行きを感じる開放的な空間となるよう整備する。
- ・歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに境界には柵や柵を設けない。
- ・多彩な樹種を選択し、四季の移ろいを感じる緑豊かな景観を創出する。
- ・水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努める。



■区域図

（3）屋外照明に関する基準

- ・照明は、演色性が高く、かつ、色温度 2,000 から 3,000 ケルビン程度の暖かみのある光源を基調とし用いる。
- ・光源は、眩しさを考慮して、なるべく直接見えないよう努める。
- ・照明は、敷地内に暗がりをなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努める。



（4）屋外広告物に関する基準

- ・屋外広告物は、原則として禁止する。ただし、建築物の名称を表示するもので、次の基準に合致するものは除く。

建築物の名称を表示するもの

- 1 建築物の上部を利用する広告物は、原則設置しない。
- 2 大きさ及び数量は節度あるものとし、建築物及び外構と調和したデザインとする。

目標すべき土地利用： 交通利便性の向上を活かした住宅や業務機能の集積

景観形成の考え方

- 「ものづくりの軸」と「くらしの軸」の結節点にふさわしい暖かさと端正さを兼ね備えた街並みの形成
- 武藏小杉駅横須賀線口交通広場周辺街区の一体感の創出
- 街の玄関口にふさわしいランドマークの形成
- 駅前空間にふさわしい賑わいと開放感のある交流空間の創出

景観形成方針
景観形成基準（行為の制限）

景観形成基準

（1）建築物の外観に関する基準

- ・駅周辺の都会性が感じられるよう壁面の色彩は、高明度かつ低彩度の色彩を基調とする。
- ・高層部は、個性あるデザインを工夫し、都会的な軽快さを演出する。
- ・低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。
- ・低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインを変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。
- ・駅前広場に面する街区の建築物は、駅前にふさわしい品格と商業施設等による賑わいを演出するために、自然石等を用いたデザインを、商業業務施設等ではガラス等を用い、内部の活動が見えるようなデザインを工夫する。



■色彩の基準

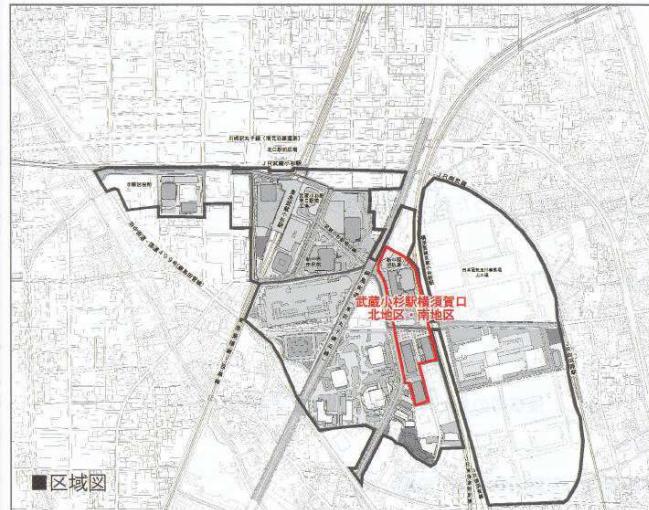
- ・建築物の色彩は、マンセル値で、次の表に示すとおりとする。

	色相	明度	彩度
低層部 (地上から20m以下の部分)	5 YRから0 Y	8以上	2以下
		5以上8未満	4以下
		3以上5未満	6以下
高層部 (地上から20mを超える部分)	5 YRから0 Y	8以上	1以下
		7以上8未満	2以下
ただし、各面の見付面積の2分の1未満の範囲で、明度3以上7未満を使用できる。			



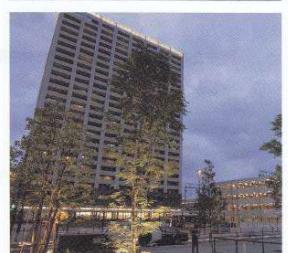
※ただし、建築物等の各面の見付面積の5分の1未満の範囲で、外観のアクセントとして用いられる色彩、または表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来がもつ色彩については、定めたマンセル値によらず判断するものとする。

※上記マンセル値の中から、くらしの軸沿いの建物は暖色系、ものづくりの軸沿いの建物はモノトーンの色彩を基調とすることを推奨する。



【関連する軸及び交流の核】

- ・ものづくりの軸 →P7-8
- ・くらしの軸 →P9-10
- ・交流の核（武藏小杉駅横須賀線口周辺）→P17-18



（2）敷地内の広場等に関する基準

- ・歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに境界には柵や柵を設けない。
- ・舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とともにアースカラーを基調とする。
- ・駅前広場に面する街区の広場状の空地は、駅前広場との一体性及びものづくりの軸との調和に配慮し、モノトーンを基調とし、歩道部とも一体的にデザインする。
- ・緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行なう。
- ・駅前広場に面する街区の広場状の空地は、都会的な景観を演出するとともに、ものづくりの軸との連続性に配慮し、規則的な配置等により植栽する。

（3）屋外照明に関する基準

- ・通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度2,000～4,000ケルビン程度）を基調として用いる。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りではない。
- ・駅前広場に面する街区の広場状の空地は、駅前広場との一体性に配慮し、灯具等は直線的なデザインとするとともに、色彩は、ダークグレー等、駅前広場の附帯施設との調和に配慮する。
- ・フットライトやポールライト等を用いて、街の賑わいを演出する。

（4）屋外広告物に関する基準

■一般基準

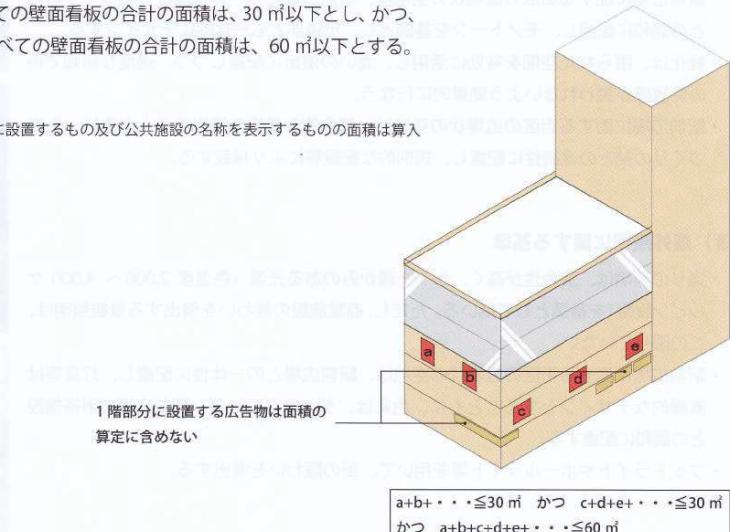
- ・広告物又は掲出物件は、他の広告物又は掲出物件と隣接しあつたり、乱雑にならないようにする。
- ・自家広告物に限る。
- ・点滅し、又はネオン管を露出する装置は使用しない。
- ・建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。
- ・袖看板は、設置しない。
- ・置看板、立看板及び広告旗は、設置しない。ただし、催事等のために一時的に設置するものは除く。
- ・広告幕及びバナーフラッグは、設置しない。
- ・建築物のガラス面に直接貼り付ける窓面広告物及び窓裏広告物は、設置しない。

■詳細基準

【壁面看板】

- ・同一壁面を利用するすべての壁面看板の合計の面積は、 30 m^2 以下とし、かつ、
壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、 60 m^2 以下とする。

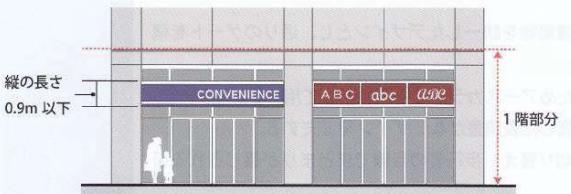
※ただし、建築物の1階部分に設置するもの及び公共施設の名称を表示するものの面積は算入しない。



- ・壁面看板の地の色彩は、外壁の色彩基準の範囲内とし、又は、マンセル値で明度を4以下とする。

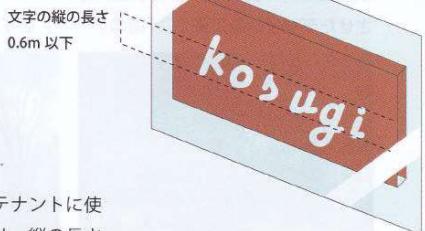
※ただし、1階部分に設置するものは、この限りではない。

- ・1階部分に設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを0.9m以下とする。



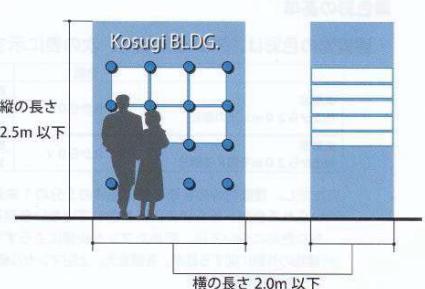
【窓面広告物・窓裏広告物】

- ・窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6m以下を基本としてデザインする。



【地上設置広告物】

- ・地上設置広告物は、原則として一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき一箇所とし、規模は、縦の長さ2.5m以下、横の長さ2m以下とする。



「グランド地区」の景観形成基準（行為の制限）

目指すべき土地利用： 住宅主体の複合的土地利用

景観形成の考え方

- 一体感のある2棟の超高層住宅を中心とした、「くらしの軸」の入口を飾るゲート的空間の形成
- 「くらしの軸」の連続性に配慮した暖かみと安らぎが感じられる都市型居住環境の創出
- 通りとの一体性が感じられる緑豊かな敷地内の憩いの空間の創出
- 武蔵小杉駅南口駅前広場との一体感の確保

景観形成基準

(1) 建築物の外観に関する基準

- ・武蔵小杉駅南口をはさむ2棟の建築物を統一したデザインとし、通りのゲートを構成するデザインを工夫する。
- ・暖かみのある街並みを演出するためアースカラーを基調色として用いる。
- ・高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫する。
- ・低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。
- ・低層部は、駅前広場からの通りの賑わいを演出するために、商業施設等ではガラス等を用いた内部の活動が見えるようなデザインを工夫する。
- ・低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。
- ・駅前広場前の交差点に面する建築物のコーナー部は、各建築物のコーナー部と呼応させたデザインを工夫し、「街のゲート」をイメージさせるよう演出する。



■色彩の基準

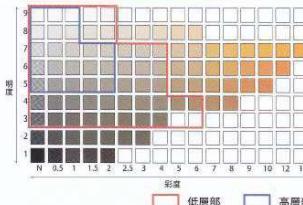
- ・建築物の色彩は、マンセル値で、次の表に示すとおりとする。

	色相	明度	彩度
低層部 地上から20m以下の部分	5 YRから0 Y	8以上	2以下
		5以上8未満	4以下
		3以上5未満	6以下
高層部 地上から20mを超える部分	5 YRから0 Y	8以上	1以下
		5以上8未満	2以下

※ただし、建築物等の各面の見付面積の5分の1未満の範囲で、外観のアクセントとして用いられる色彩、または表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来がもつ色彩については、定めたマンセル値によらず判断するものとする。

※「建物の外観に関する基準」を踏まえ、上記マンセル値の中から、暖かみのある色彩を基調とすることを推奨する。

YR(黄赤)系の色相の例



(2) 敷地内の広場等に関する基準

- ・歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに境界には垣や柵を設けない。
- ・水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努める。
- ・舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに色彩は、アースカラーを基調とする。
- ・植栽は、多様な樹種を不規則に配置し、自然的な森を感じさせる緑豊かな景観を創出する。



(3) 屋外照明に関する基準

- ・通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度 2,000 ~ 4,000 ケルビン程度）を基調として用いる。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りではない。
- ・光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努める。
- ・照明は、敷地内に暗がりをなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努める。

（4）屋外広告物に関する基準

■一般基準

- ・広告物又は掲出物件は、他の広告物又は掲出物件と隣接しあつたり、乱雑にならないようにする。
- ・自家広告物に限る。
- ・点滅し、又はネオン管を露出する装置は使用しない。
- ・建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。
- ・袖看板は、設置しない。
- ・置看板、立看板及び広告旗は、設置しない。ただし、催事等のために一時的に設置するものは除く。
- ・広告幕は、設置しない。
- ・建築物のガラス面に直接貼り付ける窓面広告物及び窓裏広告物は、設置しない。

■詳細基準

【壁面看板】

- ・同一壁面を利用するすべての壁面看板の合計の面積は、 30 m^2 以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、 60 m^2 以下とする。

※ただし、建築物の1階部分に設置するもの及び公共施設の名称を表示するものの面積は算入しない。

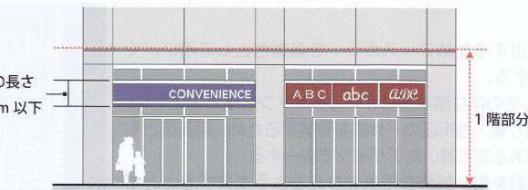
1階部分に設置する広告物は面積の算定に含めない

$$\begin{aligned} a+b+\dots &\leq 30\text{ m}^2 \quad \text{かつ} \quad c+d+e+\dots \leq 30\text{ m}^2 \\ \text{かつ} \quad a+b+c+d+e+\dots &\leq 60\text{ m}^2 \end{aligned}$$

- ・壁面看板の地の色彩は、外壁の色彩基準の範囲内とし、又は、マンセル値で明度を4以下とする。

※ただし、1階部分に設置するものは、この限りではない。

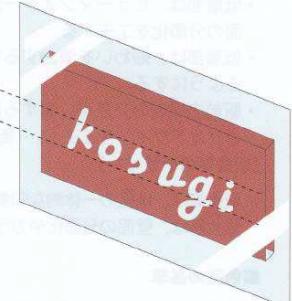
- ・1階部分に設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを0.9m以下とする。



【窓面広告物・窓裏広告物】

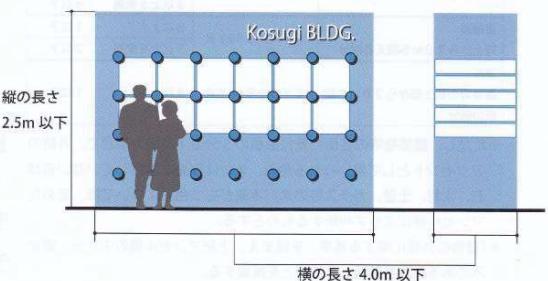
- ・窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6m以下を基本としてデザインする。

文字の縦の長さ
0.6m 以下



【地上設置広告物】

- ・地上設置広告物は、原則として一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき一箇所とし、規模は、縦の長さ2.5m以下、横の長さ4m以下とする。



「武藏小杉駅南口駅前地区」の景観形成基準（行為の制限）

目指すべき土地利用： 都市基盤整備と一体となった土地利用転換による都市機能の複合集積化

景観形成の考え方

- 東街区は「くらしの軸」の景観コンセプトを踏まえた暖かみと安らぎのある街並み、西街区は「シビック軸」の景観コンセプトを踏まえた親しみと落ち着きのある街並みの形成と両街区の一体感の創出
- 街の玄関口にふさわしいランドマークの形成
- 駅前空間にふさわしい賑わいと潤いが感じられる交流空間の創出
- 地区的まとまりを創出する外周歩行者空間の創出

景観形成基準

（1）建築物の外観に関する基準

- ・壁面は、暖かみのある街並みを演出するためアースカラーを基調色として用い、くらしの軸の街並みの連続性に配慮する。
- ・高層部は、武藏小杉駅周辺の核としての存在感を感じさせるデザインとともに、グランド地区とは一定の差別化を図り東・西街区の一体感を強調するため、両街区ともにフレーム等の工夫により安定感のある落ち着いたデザインで統一する。
- ・頂部のデザインは、明度の高い色彩を用い軽快な印象を与えるよう工夫するとともに、東・西街区における共通性を意識したデザインとする。
- ・低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の視線でまとまりが感じられる街並みを演出する。
- ・低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。
- ・低層部は、賑わいを演出するために、ガラス等によりできるだけ内部の活動が見えるようにする。
- ・駅前広場前の交差点に面する建築物のコーナー部は、各建築物のコーナー部と呼応させたデザインを工夫し、「街のゲート」をイメージさせるよう演出する。



【駅舎等のデザイン】

- ・駅舎等は、地区の一体的な印象を与えるため、基調色等にアースカラーを用いる。
- ・駅舎等は、壁面の分節化やガラス等を用いた賑わいを創出するデザインを工夫する。

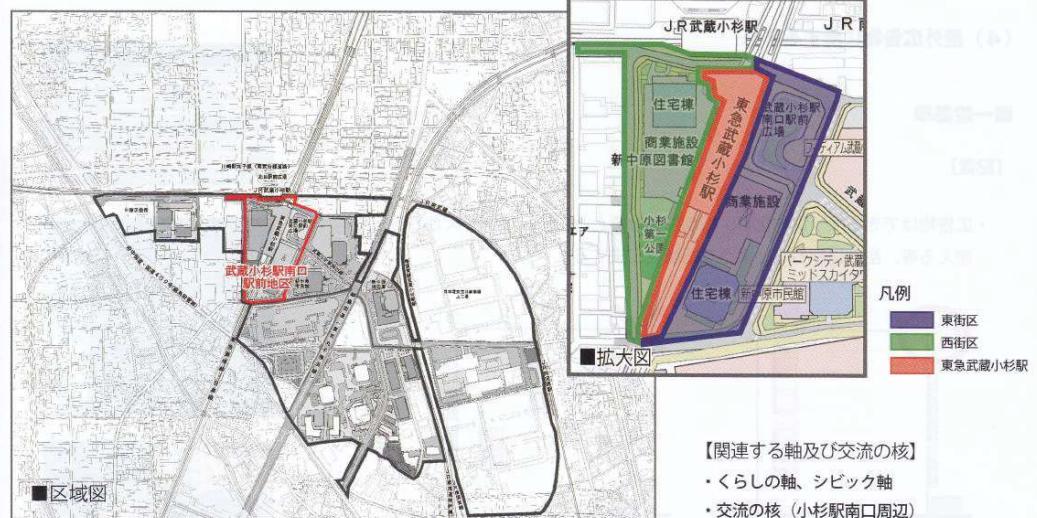
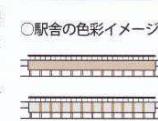
■色彩の基準

- ・建築物の色彩は、マンセル値で、次の表に示すとおりとする。

	色相	明度	彩度
低層部 地上から20m以下の部分	5 YRから10 YR	8以上 5以上8未満 3以上5未満	2以下 4以下 6以下
高層部 地上から20mを超える部分	5 YRから10 YR	8以上 5以上8未満	1以下 2以下
頂部 建築物の最上部から20mの範囲の部分	5 YRから10 YR	8以上	1以下

※ただし、建築物等の各面の見付面積の5分の1未満の範囲で、外観のアクセントとして用いられる色彩、または表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来がもつ色彩については、定めたマンセル値によらず判断するものとする。

※「建物の外観に関する基準」を踏まえ、上記マンセル値の中から、暖かみのある色彩を基調とすることを推奨する。



【関連する軸及び交流の核】

- ・くらしの軸、シビック軸
- ・交流の核（小杉駅南口周辺）



（2）敷地内の広場等に関する基準

- ・歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに境界には塀や柵を設けない。
- ・武藏小杉駅を中心とした交流の核としての一体感をもたせるために、地区を囲むループ状の道路を統一的にデザインする。
- ・舗装材の色彩は、武藏小杉駅南口線との連続性に配慮したアースカラーに、都会的な景観を演出するためグレーを混色させる。
- ・緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で立ちの開放感が失われないよう効果的に行なう。



（3）屋外照明に関する基準

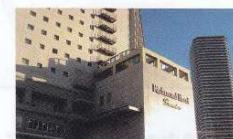
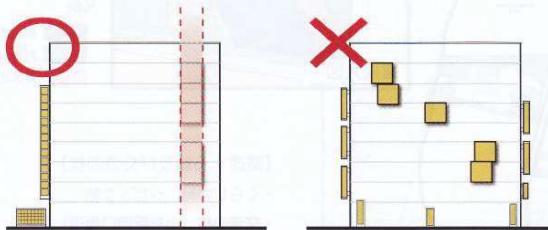
- ・通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度2,000～4,000ケルビン程度）を基調として用いる。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りではない。
- ・通りの照明は、くらしの軸との連続性に配慮し、灯具などは丸みを帯びたデザインとともに、色彩はダークグリーンとする。
- ・建築物をライトアップする等、武藏小杉駅を中心とした交流の核としての象徴性を高めるよう工夫する。
- ・フットライトやポールライト等を用いて、街の賑わいを演出する。

（4）屋外広告物に関する基準

■一般基準

【配置】

- 広告物はできる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫する。



【表示内容】

- 広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。



【形状】

- 広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。



【照明】

- 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は設置しない。
- ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。
※ ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は除く。
- 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は避けることを推奨する。
- 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気を演出するために、色温度3,000ケルビン以下（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）とすることを推奨する。

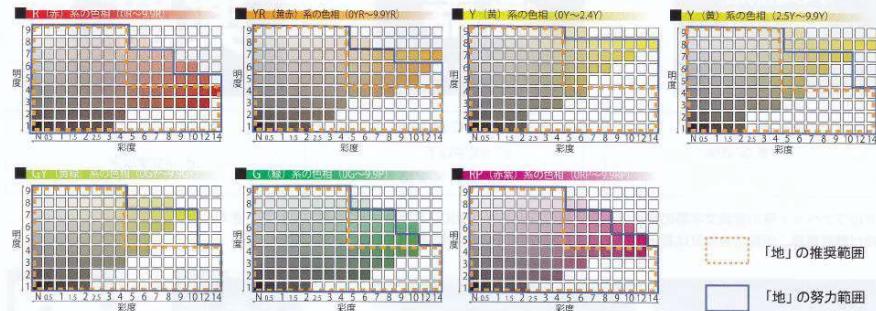
【全体のデザイン】

- 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインになるよう工夫する。

【色彩のデザイン】

- 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しない。
- 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努める。
- 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。
※ やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、以下に示す範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
0R~9.9R	5以下 5超え7以下	14以下 8以下	0GY~9.9GY	7以下	10以下
0YR~9.9YR	6以下 6超え7以下	14以下 8以下	0G~9.9P	5以下 5超え7以下	10以下 8以下
0Y~2.4Y	8以下	14以下	0RP~9.9RP	5以下 5超え7以下	12以下 8以下
2.5Y~9.9Y	7以下	10以下			



※ 色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなす。

※ アクセントとして小さい面積（文字面積の15%以下、又は文字以外の部分の面積の15%以下とし、かつ、その合計が広告面積の15%以下）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。



色数: 2色
「地」の色彩: 5PB 2/4
文字の色彩: N9



色数: 2色
「地」の色彩: 2.4Y 8/12
文字の色彩: N1



色数: 3色
「地」の色彩: 1G 1/3 , 2.5YR 2/2
文字の色彩: N9

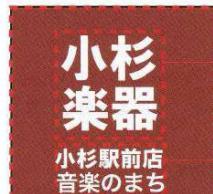


色数: 3色
「地」の色彩: 5R 2/4 , N9
文字の色彩: N9 , 10B 2/6

「武藏小杉駅南口駅前地区」の景観形成基準（行為の制限）

【文字のデザイン】

- 広告物の文字面積は40%以下とともに、原則として、広告物の文字面積の2/3以上の部分を8文字以下^{※1}の単一の文節で構成するよう努める。



※1 会社名等の単一の固有名を使用する場合で、当該固有名の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名の文字数とする。

- (1) 広告物の文字面積を20%以下とした場合は除く。
- (2) 広告物の文字面積の9/10以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50%まで拡大できる。
- (3) 広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60%まで拡大できる。



b / B \leq 20%

(c+c') / C \leq 50%
c : 4文字以下
c \geq (c+c') \times 9/10

d / D \leq 60%
d : 4文字以下

※ アルファベット等の音素文字等の場合は、文字数の算出を行う際に、文字数に1/2を乗じて計算できる。
※ 枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2m以下の広告物については、適用しない。



色数:1色
「地」の色彩:N2(N0) 「文字」の色彩:N9(N2)
文字面積:28% 文字数:5文字



色数:1色
「地」の色彩:N3
「文字」の色彩:N9
文字面積:20% 文字数:3文字



色数:2色
「地」の色彩:8BG 2/3
「文字」の色彩:N9
文字面積:41%
文字数:16文字 (9/10以上4文字以下)



色数:2色
「地」の色彩:N0
「文字」の色彩:N1
文字面積:50%
文字数:8文字 (9/10以上4文字以下)



色数:2色
「地」の色彩:6PB 2/7 「文字」の色彩:N9
文字面積:21%
文字数:7文字 (2/3以上8文字以下)



色数:2色
「地」の色彩:IYR 3/3
「文字」の色彩:N9
文字面積:39% 文字数:5文字 (2/3以上8文字以下)



色数:2色
「地」の色彩:2YR 2/3
「文字」の色彩:2B 2/3
文字面積:50% 文字数:4文字

■個別基準

【壁面看板・壁面広告幕】

《東街区》《西街区》

- 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。

※ 高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10mの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を切り文字で表示し、かつ、その面積に1/2を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10mの範囲の面積の15%以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。

- 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。

※ 共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。

- 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積（切り文字は1/2換算）の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5%以下とする。

※ 共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。

- 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積（切り文字は1/2換算）の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15%以下とする。

※ ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。

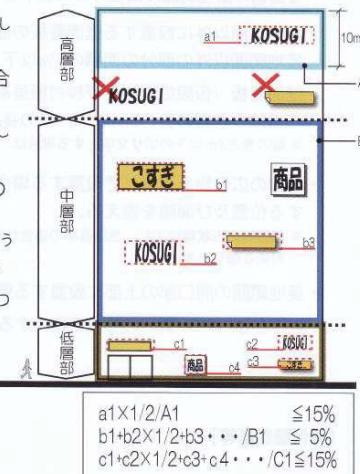
- 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5m以下、横の長さ5m以下とする。

※ 共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3m以下の切り文字とする場合又は建築物の主たる壁面の頂部から10mの範囲において、縦の長さ5m以下の切り文字とする場合は、この限りでない。

- 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。

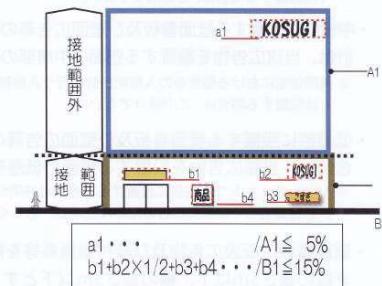
※ 建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。

- 接地範囲の開口部上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1m以下とし、同一寸法で統一することを推奨する。



《東急武藏小杉駅》

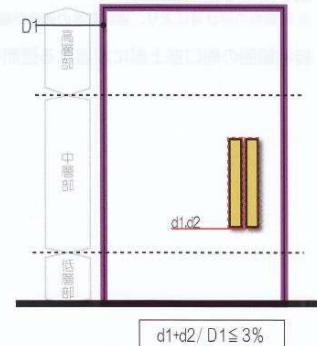
- ・壁面看板は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならない。
※ 建築物の名称又はテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。
 - ・壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならない。
 - ・接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積（切り文字は1/2換算）の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲の面積の15%以下とする。※ ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。
 - ・接地範囲以外に設置する壁面看板の面積（切り文字は1/2換算）の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲以外の部分の面積の5%以下とする。
 - ・壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、
1点につき縦の長さ5m以下、横の長さ5m以下とする。
※ 縦の長さ3m以下の切り文字とする場合は、この限りでない。
 - ・複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。
※ 建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。
 - ・接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1m以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。



【枠付懸垂幕等】

《西街区》

- ・枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告表示期間を180日以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しないものとする。
 - ・枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3%以下とし、かつ、1の建築物あたり2箇所以内とする。

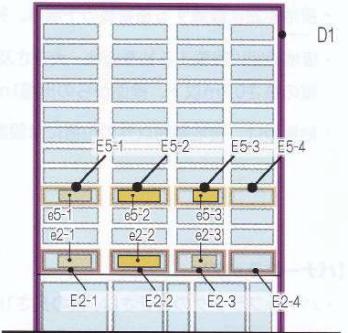


【東街区】 【東急武蔵小杉駅】

- ・枠付懸垂幕等は、設置しない。

【窓面廣告物・窓裏廣告物】

- 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6m以下を基本とする。
 - 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。
 - 窓面広告物及び窓裏広告物の面積（切り文字は1/2換算）の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計の20%以下とする。
※ 仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合（「東急武蔵小杉駅」を除く。）、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3%以下の場合は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。
 - 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。
※ 仮設広告物の場合は、この限りでない。



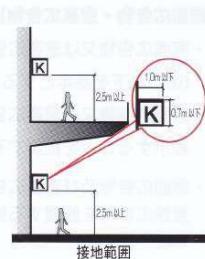
【屋上廣告物】

- ・建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。

「武藏小杉駅南口駅前地区」の景観形成基準（行為の制限）

【袖看板】

- ・接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5m以上とする。
- ・接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7m以下、壁面からの出幅1m以下とする。
- ・袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しない。



【バナーフラッグ】

- ・バナーフラッグの大きさは、横の長さ1m以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。



【置看板、立看板等】

- ・置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しない。



【地上設置広告物】

- ・広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5m以下、横の長さ5m以下、表示面積の合計25m²以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6m以下、横の長さ1.5m以下、表示面積の合計18m²以下とする。
- ・広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化とともに、大きさ及び位置を揃えるよう努める。



【映像装置】

《西街区》

- ・画像、文字等の映像を映し出す広告物は、原則、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1ヶ所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1ヶ所）までとする。ただし、当該広告物を設置しようとする壁面に、壁面看板（建築物の名称又はテナントの名称を切り文字で表示する場合を除く。）、壁面広告幕、窓面を利用する広告物、袖看板及びバナーフラッグを設置しない場合は、音声と運動させないものに限り、接地範囲以外に1の建築物当たり1ヶ所まで設置できる。
- ・画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり5m²（接地範囲以外に設置するものは15m²）以下とする。



《東街区》《東急武藏小杉駅》

- ・画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1ヶ所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1ヶ所）までとする。
- ・画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3m²以下とする。

式の導入を促進するための具体的な取組

景観形成の考え方

6 新丸子東3丁目北部地区 目指すべき土地利用：交通利便性の向上を活かした業務や住宅機能の集積

新丸子東3北

- ① 交流の核の一翼を担う、街の玄関口にふさわしいアイストップの形成と、業務機能と都市型住居機能が連続したゆとりと安らぎの醸成
- ② 効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えといった、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、開放的で憩いの感じられる空間の創出
- ③ 武蔵小杉駅南口駅前広場との一体感の確保

7 中丸子東部地区 目指すべき土地利用：商業、業務、住宅等の複合的土地利用

中丸子東

- ① 隣接する高層住宅からなだらかに下降するスカイラインの形成と、「くらしの軸」のコンセプトを踏まえた落ち着きの感じられる中低層の街並みの創出
- ② ゆとりのあるオープンスペースと、それを彩る緑のうるおいによる良質な居住環境の創出
- ③ 通りとの連続性が感じられる歩道状空地等の確保

※注意

次ページ以降の基準ごとに該当する地区のマーク  がついているため適宜ご覧下さい。

6 新丸子東3丁目北部地区	新丸子東3北
7 中丸子東部地区	中丸子東
8 新丸子東3丁目南部地区	
A 大規模商業地区	大規模商業
B 住宅複合地区	住宅複合
C 沿道複合地区	沿道複合
9 小杉町3丁目中央地区	小杉3中

8 新丸子東3丁目南部地区 目指すべき土地利用：都市基盤整備と一体となった土地利用転換による商業、住宅機能の複合集積化

A 大規模商業地区 大規模商業

- ① 「商業・賑わいの軸」の中核を成す、活況溢れる一大交流拠点の形成
- ② テーマ性のある質の高いデザインによる、街のゲートとしての機能の発揮
- ③ 周辺街区との回遊性を向上させるゆとりのあるオープンスペース、通り抜け空間等の確保
- ④ 通りとの連続性が感じられる歩道状空地等の確保

B 住宅複合地区 住宅複合

- ① 先進的な都市型高層住宅としてのランドマーク性の発揮
- ② 効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えによるヒューマンスケールに配慮した設えと、開放的で憩いの感じられる空間の創出
- ③ 周辺街区との回遊性を向上させるゆとりのあるオープンスペース、通り抜け空間等の確保

C 沿道複合地区 沿道複合

- ① 沿道利用型の商業、業務、住宅等の複合機能の融合による、身近で親しみやすく賑わいのある空間の形成
- ② 建築物の緩やかな連続性による一体感の醸成
- ③ 周辺の道路整備等にあわせた、ゆとりと潤いのある街路空間の創出

9 小杉町3丁目中央地区 目指すべき土地利用：商業、交流機能等の諸機能の集積

小杉3中

- ① 「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点として活気と交流をもたらす商業機能と都市型住居機能の融合
- ② 先進的な都市型高層住宅としてのランドマーク性の発揮
- ③ 効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、賑わいや明るさの感じられる空間の創出

「新丸子東3丁目北部地区」「中丸子東部地区」「小杉町3丁目中央地区」「新丸子東3丁目南部地区」の景観形成基準（行為の制限）

(1) 建築物の外観等に関する基準

■施設計画・建築物のデザイン

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ① 低層部は、開放的なデザインとし、ガラス等を用いていざわいの演出に配慮する。
- ② 長大な壁面は、スリット、デザインの分節化等、圧迫感を軽減させる工夫をする。
- ③ 外壁素材は、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。
- ④ 屋外設備類等は、周辺から見えにくく、建築物と一緒にデザインするよう努める。
- ⑤ 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮する。
- ⑥ 歩行者を引き込む空間の創出や、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。
- ⑦ 日除けテントは、窓全面を覆わず、落ち着いた色彩とする。



《各地区個別事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 住宅複合

- ⑧ 低層部でデザインを切り替え、歩行者目線でのまとまりを演出する。
- ⑨ 低層部は、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。



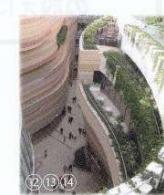
小杉3中 住宅複合

- ⑩ 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫する。



大規模商業

- ⑪ 建築物内の吹き抜け、通り抜け空間等を工夫する。
- ⑫ 外装材等による変化のあるデザインを工夫し、ヒューマンスケールを演出する。
- ⑬ 建築物は、壁面及び階段状のテラス、屋上を活用して可能な限り緑化するとともに、石材、木材等を効果的に使用した、自然を感じさせるデザインとする。



■外壁の色彩の基準

《各地区個別事項》

新丸子東3北

- 武蔵小杉駅南口駅前広場からの連続性に配慮しつつ周囲と調和する街並みとなるよう配色する。

	色相	明度	彩度
低層部 地上10m 以下	5YR ~4. 9Y	8以上 5以上 3以上	2以下 4以下 6以下
		8未満 5未満	
		5以上 3未満	*
中高層部 地上10m 超	5YR ~4. 9Y	8以上 5以上	1以下 2以下
		8未満*	

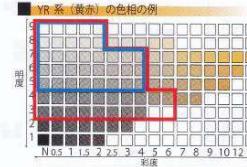


*各面の見付面積の5分の3未満の範囲で、明度3以上5未満を使用することができる。

中丸子東

- 中高層部は高明度若しくは低彩度の色彩又は暖色系のアースカラーを、低層部は深みのある暖色系のアースカラーを基調とした、落ち着きのある街並みとなるよう配色を行う。

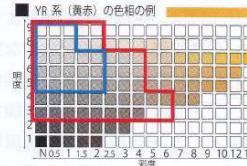
	色相	明度	彩度
低層部 地上10m 以下	5YR ~4. 9Y	8以上 5以上 3以上	2以下 4以下 6以下
		8未満 5未満	
		5以上 3未満	*
中高層部 地上10m 超	5YR ~4. 9Y	8以上 5以上	2以下 4以下
		8未満*	



小杉3中

- 暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行う。

	色相	明度	彩度
低層部 地上20m 以下	5YR ~4. 9Y	8以上 5以上 3以上	2以下 4以下 6以下
		8未満 5未満	
		5以上 3未満	*
高層部 地上20m 超	5YR ~4. 9Y	8以上 5以上	1以下 2以下
		8未満*	



大規模商業

- 暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行う。

	色相	明度	彩度
5YR ~OY	8以上	1以上 2以下	
	5以上 8未満	1以上 4以下	
	3以上 5未満	1以上 6以下	
5YR ~4. 9Y	8以上	1以下	
	5以上 8未満	2以下	

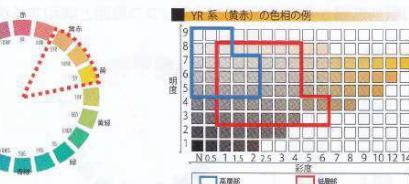


《各地区個別事項》

住宅複合

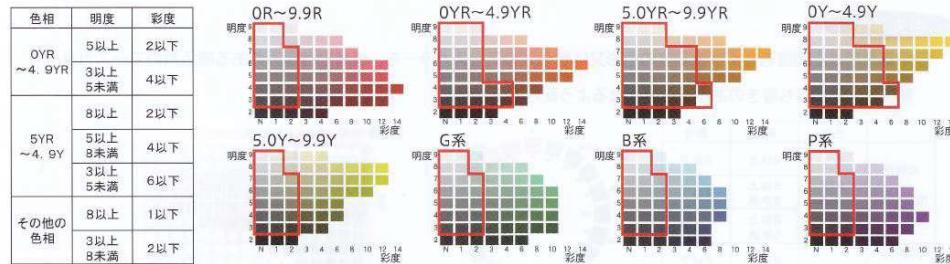
- 暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行う。

	色相	明度	彩度
低層部 地上20m 以下	5YR ~5Y	5以上 8以下	1以上 4以下
		3以上 5未満	1以上 6以下
高層部 地上20m 超	5YR ~OY	8以上	1以下
		5以上 8未満	2以下



沿道複合

- 「水のゾーン」と同一の色彩基準による、緩やかな連続性による一体感の創出を目指す。



(2) 敷地内の広場等に関する基準

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ① 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮する。
- ② 外壁後退部分は、公共空間と一体の開放的な空間とするよう努める。
- ③ 敷地内通路は、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。
- ④ 車止め、街灯、ベンチ等は、シンプルで洗練されたデザインとする。
- ⑤ 車止め等は、原則として低明度の色又は金属等の素材色とする。
- ⑥ 回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努める。



《各地区個別事項》

新丸子東3北 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ⑦ 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けない。

中丸子東

- ⑧ くらしの軸沿いでは、通りと敷地の境界に塀及び柵を設けないよう努める。



新丸子東3北

- ⑨ 舗装材は、武蔵小杉駅南口駅前広場との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、既成市街地側では暖色系のアースカラーを基調とする。



中丸子東

- ⑩ 舗装材は、くらしの軸との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、アースカラーを基調とする。

小杉3中

- ⑪ 舗装材は、シビック軸と商業・賑わいの軸の結節点上における一体性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。

大規模商業

住宅複合

- ⑫ 舗装材は、大規模商業地区と住宅複合地区間における連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。

(3) みどりに関する基準

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ① 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出する。
- ② 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努める。
- ③ 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努める。



(4) 屋外照明に関する基準

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ① 屋外照明は、省エネエネルギー効果の高い物の使用に努め、過度に点滅する照明は使用しない。
- ② 低層部の室内における照明は、高演色性で、暖かみのあるものとするよう努める。
ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明の用途上やむを得ない場合は除く。
- ③ 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努める。
- ④ 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮する。
- ⑤ 屋外照明は、夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努める。



《各地区個別事項》

新丸子東3北 小杉3中 大規模商業

- ⑥ 屋外照明は、高演色性で、暖かみのある光源（色温度2,000～4,000ケルビン程度）を基調とする。



中丸子東 住宅複合

- ⑦ 屋外照明は、高演色性で、暖かみのある光源（色温度2,000～3,000ケルビン程度）を基調とする。

「新丸子東3丁目北部地区」「中丸子東部地区」「小杉町3丁目中央地区」「新丸子東3丁目南部地区」の景観形成基準（行為の制限）

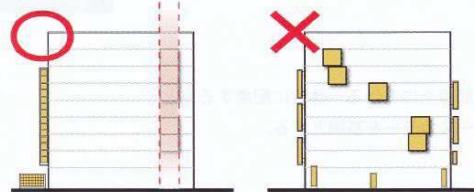
（5）屋外広告物に関する基準

【配置】

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

○広告物は、できる限り集約化し抑制に努め、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないようにする。



【表示内容】

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

○広告物は、自家広告物に限るものとする。



【形状】

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

○広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。



【照明】

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

①点滅させない。

②ネオン管灯を露出させない。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として使用する場合は除く。

③箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。

④暖かみのある光源（色温度3,000ケルビン以下）を推奨する。



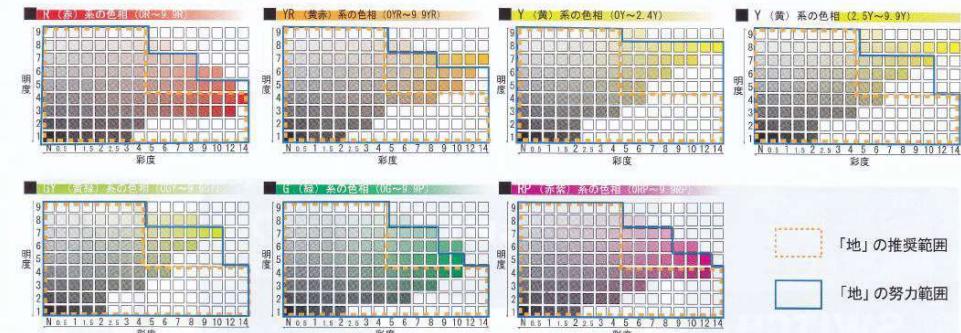
【色彩のデザイン】

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ①色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、形状、配置が乱雑にならないようし、シンプルで洗練されたデザインとする。
- ②原則として3色以内とし、蛍光色は使用しない。
- ③明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、2色以内とするよう努める。
- ④広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩の使用を推奨する。
やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、下記の範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
0R~9.9R	5以下 7以下	14以下 8以下	0GY~9.9GY	7以下	10以下
0YR~9.9YR	6以下 7以下	14以下 8以下	0G~9.9P	5以下 7以下	8以下
0Y~2.4Y	8以下	14以下	0RP~9.9RP	5以下 7以下	12以下 8以下
2.5Y~9.9Y	7以下	10以下			

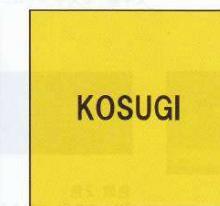


※ 色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色のみなす。

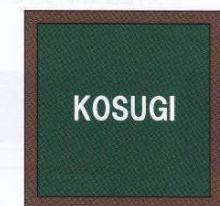
※ アクセントとして小さい面積（文字面積の15%以下、又は文字以外の部分の面積の15%以下とし、かつ、その合計が広告面積の15%以下）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（图形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。



色数:2色
「地」の色彩:5PB 2/4
文字の色彩:N9



色数:2色
「地」の色彩:2.4Y 8/12
文字の色彩:N1



色数:3色
「地」の色彩:1G 1/3 , 2.5YR 2/2
文字の色彩:N9



色数:3色
「地」の色彩:5R 2/4 , N9
文字の色彩:N9 , 10B 2/6

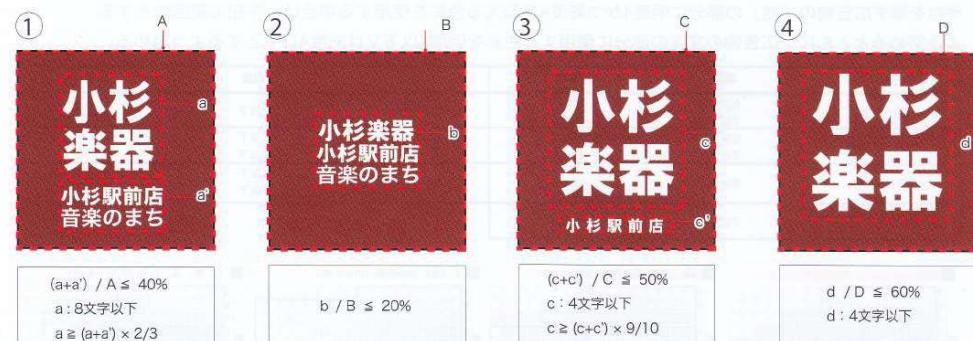
「新丸子東3丁目北部地区」「中丸子東部地区」「小杉町3丁目中央地区」「新丸子東3丁目南部地区」の景観形成基準（行為の制限）

【文字のデザイン】

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ① 文字面積は40%以下とともに、原則として、文字面積の2/3以上の部分を8文字以下する。
- ② ①について、文字面積を20%以下とした場合は除く。
- ③ ①について、文字面積の9/10以上の部分を4文字以下の单一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等をした場合、文字面積を50%まで拡大できる。
- ④ ①について、広告物の文字数を4文字以下の单一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等をした場合、文字面積を60%まで拡大できる。



色数:1色
「地」の色彩:N2(N9) 「文字」の色彩:N9(N2)
文字面積:28% 文字数:5文字



色数:1色
「地」の色彩:N3
「文字」の色彩:N9
文字面積:20% 文字数:3文字



色数:2色
「地」の色彩:88G 2/3
「文字」の色彩:N9
文字面積:41%
文字数:16文字 (9/10以上4文字以下)



色数:2色
「地」の色彩:N9
「文字」の色彩:N1
文字面積:50%
文字数:8文字 (9/10以上4文字以下)



色数:2色
「地」の色彩:6PB 2/7 「文字」の色彩:N9
文字面積:21%
文字数:7文字 (2/3以上8文字以下)



色数:2色
「地」の色彩:1YR 3/3
「文字」の色彩:N9
文字面積:39% 文字数:5文字 (2/3以上8文字以下)



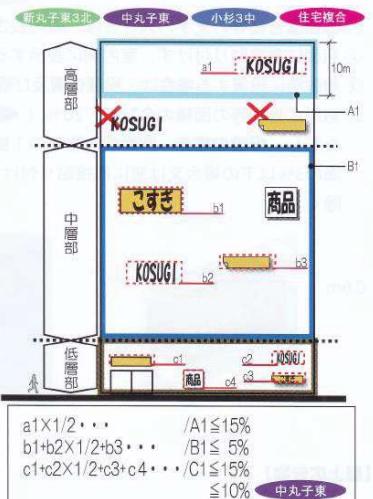
色数:2色
「地」の色彩:2YR 2/3
「文字」の色彩:2B 2/3
文字面積:50% 文字数:4文字

【壁面看板・壁面広告枠】

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ① 壁面看板は、縦の長さ5m以下、横の長さ5m以下とする。ただし、接地範囲の開口部上部に設置するもので縦の長さ1m以下とする場合、縦の長さ3m以下の切り文字とする場合又は建築物の主たる壁面の頂部から10mの範囲において、縦の長さ5m以下の切り文字とする場合は（大規模商業は除く。）は除く。
- ② 複数の広告物を連続して設置する場合は、大きさ、設置位置及び間隔を揃える。
- ③ 接地範囲の開口部上部に設置する場合は、縦の長さ1m以下で、同一寸法で統一することを推奨する。
- ④ 壁面看板は、中層部（大規模商業は接地範囲）を超える位置に設置してはならない。ただし、高層部（大規模商業は除く）で壁面の頂部から10mの範囲に限り、建築物名称等を切り文字で表示し、かつ、その面積に1/2を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10mの範囲の面積の15%以下とする場合等は除く。
- ⑤ 壁面広告幕は、中層部（大規模商業は接地範囲）の高さを超える位置に設置しない。
- ⑥ 中層部（大規模商業は接地範囲外）の壁面看板等の合計は、当該中層部の5%以下とする。
- ⑦ 低層部（大規模商業は接地範囲）の壁面看板等の合計は、当該低層部の15%（中丸子東は10%）以下とする。



【枠付懸垂幕等】

《各地区個別事項》

新丸子東3北 中丸子東 住宅複合

- ① 設置しない。

小杉3中 大規模商業

- ② 広告表示期間を180日以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しない。
- ③ 1壁面あたりの面積の合計は、壁面面積の3%以下とし、かつ、1建築物あたり2箇所以内とする。



「新丸子東3丁目北部地区」「中丸子東部地区」「小杉町3丁目中央地区」「新丸子東3丁目南部地区」の景観形成基準（行為の制限）

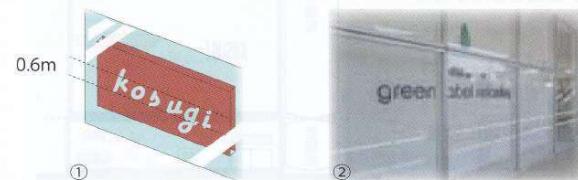
【窓面広告物及び窓裏広告物】

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ① 窓面広告物等の文字の大きさは、縦の長さ0.6m以下を基本とする。
- ② 窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。
- ③ 複数階に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。（仮設広告物は除く。）
- ④ 窓面広告物等の面積の合計は、20%（ 小杉3中 は15%）以下とする。

ただし、仮設の場合、窓面広告物等の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3%以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物がない場合等は除く。



【屋上広告物】

《各地区個別事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 住宅複合

- ① 原則設置しない。

【大規模商業】

- ② 建築物と一体的なデザインで、建築物名称等を切り文字で表示する場合、1建築物あたり1箇所のみ設置できる。
- ③ 屋上部分又は屋上突出物を除いた建築物の上部から換算した縦の長さを8.5m以下とする。

【袖看板】

《各地区個別事項》

新丸子東3北 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ① 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しない。
- ② 袖看板の下端は、接地面から2.5m以上とする。
- ③ 大きさ及び高さを統一とし、縦0.7m以下、出幅1m以下とする。

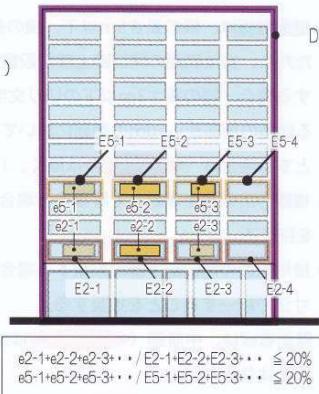
【中丸子東】

- ④ 袖看板の下端は、接地面から2.5m以上とする。
- ⑤ 大きさ及び高さを統一とし、縦5m以下、出幅1m以下とする。

【外壁面開口・窓面開口】

《各地区個別事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合



【バナーフラッグ】

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- 横の長さ1m以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。



【看板、立看板及び広告旗】

《各地区個別事項》

新丸子東3北 中丸子東 住宅複合

- ① 設置しない。

小杉3中 大規模商業



- ② 置看板の規模は、縦の長さ1.2m以下、横の長さ0.9m以下とする。

- ③ 広告旗は、設置しないこと。ただし、表示面が、縦の長さ1.8m以下、横の長さ0.6m以下のものを、表示期間が6月以内で、行事又は催物類の用に供する場合は、この限りでない。

- ④ 立看板は、設置しない。

- ⑤ 置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど、安全な方法で設置する。

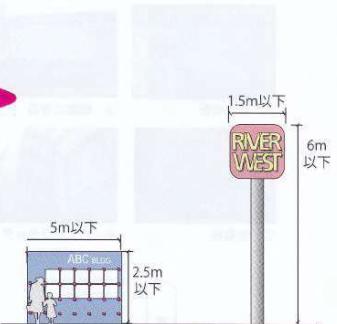
【地上設置広告物】

《各地区共通事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 大規模商業 住宅複合

- ① 縦2.5m以下、横5m以下、表示面積の合計25m²以下とする。

ただし、敷地入口付近に建築物名称等を表示するために設置する場合は、縦6m以下、横1.5m以下、表示面積の合計18m²以下（ 大規模商業 において、自動車等の誘導案内を主な目的としているものについては、縦の長さ10m以下、横の長さ2.5m以下、表示面積の合計25m²以下）とする。



- ② 主要な入口あたり1箇所の設置を基本とし（①の括弧内のものは、1敷地当たり1箇所までとする）、やむを得ず複数設置する場合は、集約化し、大きさ及び位置を揃えるよう努める。

【映像装置】

《各地区個別事項》

新丸子東3北 中丸子東 小杉3中 住宅複合

- ① 接地範囲のみの設置で、1壁面当たり1ヶ所（1テナント当たり1ヶ所）までとする。
- ② 大きさは、1壁面当たり3m以下とする。

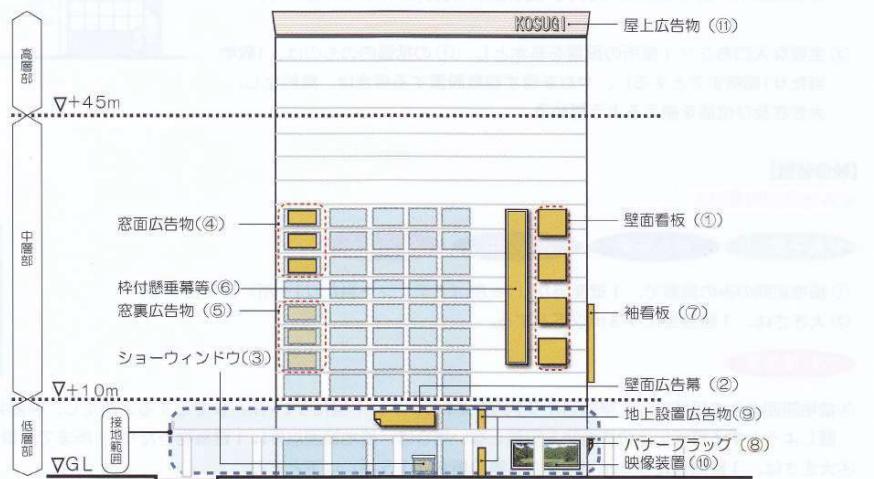
【大規模商業】

- ③ 接地範囲のみの設置で、1壁面当たり1ヶ所（1テナント当たり1ヶ所）までとする。ただし、映像装置を設置しようとする壁面に他の広告物を設置しない場合は、接地面以外に1建築物当たり1ヶ所まで設置できる。
- ④ 大きさは、1壁面当たり5m²（③ただし書の場合は1.5m²）以下とする。



屋外広告物の定義

- 低 層 部 : 地上10m以下の部分
- 中 層 部 : 地上10mを超える、地上45m以下の部分
- 高 層 部 : 地上45mを超える部分
- 接 地 範 囲 : 地上又は歩行者デッキ（「接地面」）に接している階のうち、接地面に接している部分
- 壁 面 看 板 : 建築物又は工作物（「建築物等」）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたもの
- 壁 面 広 告 幕 : 布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたもの
※壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。
- シ ョ ー ウ イ ン ド ウ : 建築物の壁面に設置する掲出物件（外側がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するもの
- 窓 面 広 告 物 : 窓面の外側に広告表示するもの
- 窓 裏 広 告 物 : 屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するもの
- 枠 付 懸 垂 幕 等 : 「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一边の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるもの
- 袖 看 板 : 建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するもの
- バ ナ ー フ ラ っ グ : 建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するもの
- 地 上 設 置 広 告 物 : 接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるもの
- 仮 設 広 告 物 : 表示期間が90日を超えないもの
※壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。



建築物又は工作物の形態意匠の制限についての適用除外

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。

- ① 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- ② 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
- ③ その他市長が認める場合

屋外広告物に関する基準の適用除外

次の各号（⑧～⑪）については、中丸子地区、武藏小杉駅横須賀線口北地区・南地区及びグランド地区に限る。）に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する基準を適用しない。

また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについても、屋外広告物に関する基準を適用しない。

- ① 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- ② 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- ③ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- ④ 公職選挙法による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- ⑤ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- ⑥ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1 m²以下の場合
- ⑦ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- ⑧ 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合
- ⑨ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合
- ⑩ 6ヶ月以内の仮設として表示し、又は設置する場合
- ⑪ その他市長が認める場合

届出等について

届出等の手続きについて

■届出等が必要となる行為

- 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外觀に係る修繕もしくは模様替えまたは外觀の色彩の変更
 - 屋外広告物の表示又は広告物を掲出す工作物の設置
 - その他都市景観の形成に影響を及ぼすと市長が認める行為

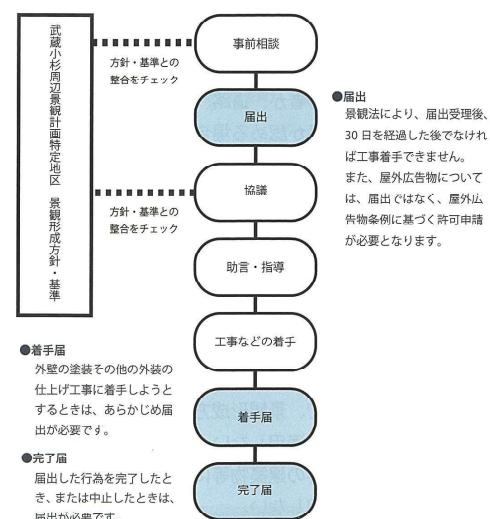
■届出が除外となる行為

- 非常災害のため必要な応急処置として行う行為
 - 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物の建築等
 - 建築物の建築等であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ床面積の合計が10m²以下のもの
 - 建築物の外観を変更することとなる色彩の変更であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、その面積の合計が10m²以下のもの
 - 工作物の建設等であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ建築面積の合計が10m²以下、かつ、外部の面積が10m²以下のもの
 - 市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為

■既存のものへの基準の適用について

- 届出を開始する日に既に存する建築物、工作物、広告物などで基準に適合しないもの（既存不適格物件）については、現存するままで存置する限り、都市景観条例の上の是正義務は発生しません。
 - 既存不適格物件を含む敷地内において新たに別の行為を行う場合については、原則として新たに行う行為が基準どおりであれば、その他既存不適格物件の是正義務は生じないものとします。
 - 既存不適格物件の部分的な変更是、基準が満たされる具体的な計画（改善計画）に基づいて行うこととします。

■届け出の手順



基準策定の経緯

武藏小杉周辺都市景観形成地区 (平成 17 年 7 月 1 日 指定) (平成 26 年 3 月 5 日 指定解除)

平成 18 年 8 月 1 日
景観形成基準の告示

平成 20 年 3 月 25 日
景観形成基準の告示
(武藏小杉駅南口駅前地区については、

平成 21 年 3 月 31 日
景観形成基準の告示

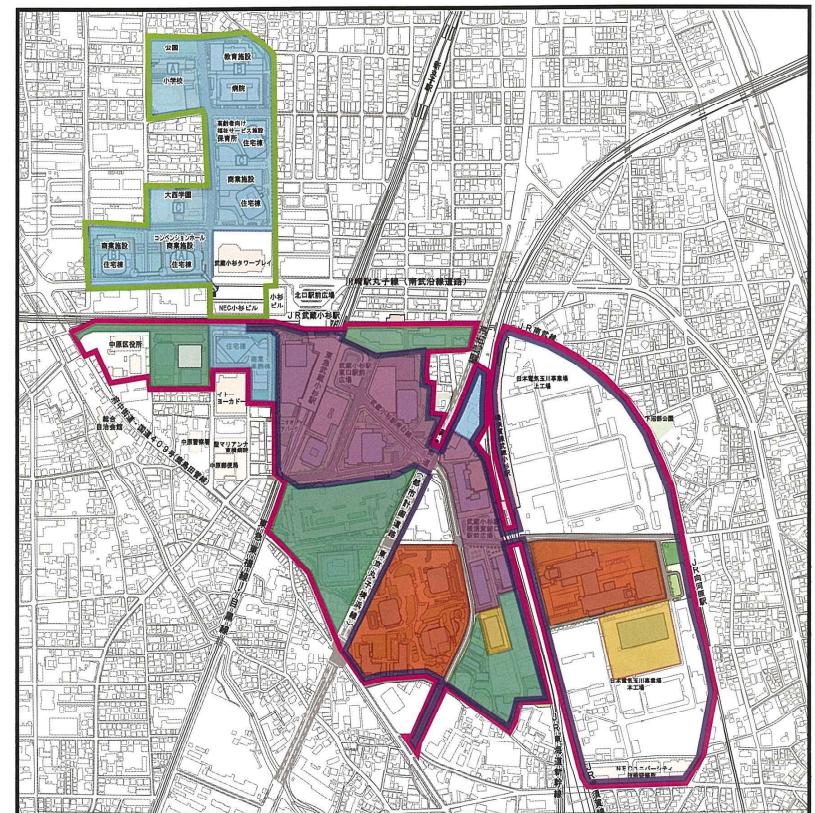
杉周辺景観計画特定地区 (26年3月5日指定)

杉周辺景観計画特定地区区域拡大 (30年1月11日指定)

平成 26 年 3 月 5 日
景観形成基準の告示日

平成 26 年 4 月 1 日
同施行日

平成 30 年 1 月 11 日
景観形成基準の告示日
平成 30 年 3 月 1 日
同施行日



届出等について

用語解説

【あ行】	
アクセント(カラー)	建築物の外観の基調となる色に対して、対比が強く、小さい面積でポイントとして使用する色のこと。
NPO	Non Profit Organization(民間非営利法人組織)の略。環境・福祉など非営利活動を行う市民団体の総称。平成10(1998)年に特定非営利活動団体に法人格を付与する「特定非営利活動促進法」が施行された。
遠景	遠くに眺める景観のこと。稜線などの地形のアウトラインや空を背景としたスカイラインが際立って認識される景観のこと。街なみや山なみとして見ることができる。
エントランス	建築物の入り口のこと。玄関。
オープンスペース	街の中の公園、河川空間、広場、その他公共空地、民有地を問わず、人々に開放されたりの空間のこと。
屋外広告物	「屋外広告物法」に基づき、常時又は一定の期間継続して屋外で表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
【か行】	
街区	市街地で、道路に囲まれた一つの区画のこと。
外構	建築物の外回りや周囲の塀、門扉、垣などの屋外の構造物や植栽の総称のこと。
回遊性	散策などによる巡りやすさのこと。
基調色	建築物等の外観に中心となって使われている色のこと。
【さ行】	
彩度	あざやかさを0から16程度までの数値で表しており、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になる。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は16程度である。
色相	いろいを表し、10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、Y R、Y、G Y、G、B G、B、P B、P、R P）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記する。
ストリートファニチャー	街路空間や広場などに置かれた、ベンチ、車止め、街路灯などの総称のこと。

【た行】	
地区計画	「都市計画法」に基づく制度の一つ。土地や建物の所有者などの住民が主役となって、話し合いを進めながら、地区の特性に合ったきめ細かなまちづくりを行うための制度のこと。
中景	地区的広がりでの景観のこと。建物は個々の建物の様子ではなく、まとまった建物群として認識できる景観のこと。歩きながら周囲に見える連続した街なみとして見ることができる。
都市計画マスターplan	都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として、議会の議決を経て定められた「基本構想」と県が定める都市計画の「整備・開発及び保全の方針」に即して定める政策領域別計画。本市では、全体構想、区分構想及びまちづくり推進地域別構想の3層構成としており、平成19年3月に全体構想と7区の区分構想を策定した。
都市景観形成地区	都市景観の形成を図るために「川崎市都市景観条例」に基づき指定されている地区のこと。主に地域住民が景観形成を推進しようとする地区を指定。地区内の関係住民が設立する景観形成協議会と市の協議を経て景観形成の方針・基準を定める。
都市景観条例	市、市民及び事業者が協力して次代に誇れる魅力ある川崎らしさを発見、創造することを理念とし、都市景観の形成に関し必要な制度等を規定した条例。平成6年12月制定(平成6年市条例第38号)。川崎市景観計画の策定にともない、平成19年12月に一部改正。
【は行】	
ヒューマンスケール	程良い人間的な尺度のこと。人間の感覚や行動にあった、適切な空間の規模やものの大きさのこと。
【ま行】	
マンセル	色を定量的に表す体系である表色系の1つである。色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。
明度	あかるさを0から10までの数値で表しており、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなる。
【ら行】	
ランドマーク	特に際立った存在で、地域の目印になるような建築物等のこと。